

平成25年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（青森県の状況）

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

平成25年度に相談・通報のあった件数は6件（平成24年度は3件）。

そのうち、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例は0件（平成24年度は0件）。

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

（1）相談・通報対応件数

平成25年度、県内40市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は295件で、前年度の240件よりも55件(22.9%)増加した。

（2）相談・通報者

「警察」が30.1%と最も多く、次いで「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が21.7%、「家族・親族」が10.9%、であった。

なお、1件の事例に対し相談・通報者が複数の場合があるため、相談・通報件数295件に対し、相談・通報者人数は322人であった。

相談・通報者（複数回答）

	介護支援 専門員・ 介護保険 事業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・ 知人	民生 委員	被虐 待者 本人	家族 ・ 親族	虐待者 自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	不明	合計
人 数	70	15	15	14	27	35	4	17	97	27	1	322
構成割合(%)	21.7	4.7	4.7	4.3	8.4	10.9	1.2	5.3	30.1	8.4	0.3	100.0

（注）構成割合は、相談・通報者の合計人数322人に対するもの。

（3）事実確認の状況

「事実確認調査を行った」が99.0%、「事実確認調査を行っていない」が1.0%であった。

事実確認調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が71.0%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が27.3%であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が1.0%である。

【留意事項】 構成割合(%)の内訳の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合がある。

事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	294	99.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	292	(98.3)
訪問調査を行った事例	211	[71.0]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	81	[27.3]
立入調査により調査を行った事例	2	(0.7)
警察が同行した事例	2	[0.7]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	3	1.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	0	(0.0)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	3	(1.0)
合 計	297	100.0

(注) 事実確認の実施状況には、平成25年度以前に相談・通報があったもののうち、平成25年度に入ってから事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成25年度の相談・通報件数295件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果

事実確認を行った294件のうち、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は206件であった。平成24年度は148件であり、58件(39.2%)増加した。

事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	206	70.1
虐待ではないと判断した事例	55	18.7
虐待の判断に至らなかった事例	33	11.2
合 計	294	100.0

(5) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が68.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が43.9%、「経済的虐待」が16.5%、「介護等放棄」が13.7%、「性的虐待」が0.5%であった。

なお、虐待判断事例1件に対し、被虐待者が複数の場合があり、虐待判断事例206件に対し、被虐待者は212人となっている。また、虐待判断事例1件に対し、虐待の種別・類型が複数の場合があるため、虐待の種別・類型は212件より多くなっている。

虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	145	29	93	1	35
構成割合 (%)	68.4	13.7	43.9	0.5	16.5

(注) 構成割合は、虐待判断事例における被虐待者の実人員212人に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では「女性」が84.4%、「男性」が15.6%と、「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階級別では「80～84歳」が24.1%と最も多かった。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数206件に対し、被虐待高齢者人数は212人であった。

被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	33	179	0	212
構成割合(%)	15.6	84.4	—	100.0

被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	23	41	44	51	37	16	0	212
構成割合(%)	10.8	19.3	20.8	24.1	17.5	7.5	—	100.0

イ 介護保険の申請

被虐待高齢者212人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が99人(46.7%)と、約5割が介護保険認定済者であった。

被虐待高齢者の介護保険の申請

	人数	構成割合(%)
未申請	101	47.6
申請中	5	2.4
認定済み	99	46.7
認定非該当(自立)	7	3.3
不明	0	—
合計	212	100.0

ウ 要介護度及び認知症日常生活自立度

介護保険認定済者99人における要介護度は、「要介護2」が37.4%と最も多く、次いで「要介護1」が17.2%であった。

また、介護保険認定済者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は70人(70.7%)であり、被虐待高齢者全体(212人)の33.0%を占めた。

介護保険認定済者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援1	5	5.1
要支援2	9	9.1
要介護1	17	17.2
要介護2	37	37.4
要介護3	15	15.2
要介護4	13	13.1
要介護5	3	3.0
不明	0	—
合計	99	100.0

介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	8	8.1
自立度Ⅰ	21	21.2
自立度Ⅱ	40	40.4
自立度Ⅲ	23	23.2
自立度Ⅳ	4	4.0
自立度Ⅴ	3	3.0
認知症はあるが自立度不明	0	—
自立度Ⅱ以上(再掲)	(70)	(70.7)
認知症の有無が不明	0	—
合計	99	100.0

エ 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者と同居」が91.5%と、約9割が虐待者と同居であった。

被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	194	16	2	0	212
構成割合(%)	91.5	7.5	0.9	—	100.0

オ 家族形態

「未婚の子と同居」が28.8%と最も多く、「配偶者と離別・死別等した子と同居」と「子夫婦と同居」とも合わせると58.1%と、約6割が子と同居の世帯であった。

家族形態

	単 独 世 帯	夫 婦 の み 世 帯	未 婚 の 子 と 同 居	配 偶 者 と 離 別 ・ 死 別 等 し た 子 と 同 居	子 夫 婦 と 同 居	そ の 他	不 明	合 計
件数	9	48	61	26	36	32	0	212
構成割合(%)	4.2	22.6	28.8	12.3	17.0	15.1	—	100.0

カ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が41.0%と最も多く、次いで「夫」が26.6%、「娘」が13.5%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数206件に対し虐待者人数は229人であった。

虐待者の被虐待高齢者との続柄（重複可）

	夫	妻	息子	娘	息子 の配 偶者 (嫁)	娘の 配偶 者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	61	7	94	31	10	2	5	8	11	0	229
構成割合(%)	26.6	3.1	41.0	13.5	4.4	0.9	2.2	3.5	4.8	—	100.0

(7) 虐待への対応策

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が47.7%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は47.2%であった。

虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	112	47.7
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	111	47.2
現在対応について検討、調整中の事例	2	0.9
その他	10	4.3
合計	235	100.0

(注) 虐待への対応には、平成24年度の虐待判断事例のうち、平成25年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成25年度の被虐待高齢者人数212人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応内容

分離を行った事例における対応は、「その他」が34.8%と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が24.1%となっている。

分離を行った事例のうち、32.1%に当たる36件において面会を制限する措置が行われていた。

分離を行った事例の対応内容（最初に行った対応）

	件数	構成割合(%)	うち面会の制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	27	24.1	7
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	6	5.4	3
緊急一時保護	26	23.2	19
医療機関への一時入院	14	12.5	1
その他	39	34.8	6
合計	112	100.0	36

ウ 分離していない事例の対応内容

分離していない事例における対応では、「経過観察」が40.5%と最も多く、次いで「養護者に対する助言・指導」が39.6%、「その他」が19.8%、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が16.2%であった。

分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

		件数	構成割合(%)
経過観察（見守り）		45	40.5
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	44	39.6
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	3	2.7
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	4	3.6
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	18	16.2
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6	5.4
	その他	22	19.8
合計（累計）		142	

(注) 構成割合は、分離していない事例における被虐待者111人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が6件、「利用手続き中」は5件であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」はなかった。

(8) 虐待等による死亡事例

平成25年度に虐待等により死亡に至った事例は1件あった。

ア 事件形態、被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が1件1人。

イ 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は女性で、年齢は「70-75歳」が1人。加害者の性別は男性であり、続柄は夫であった。

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成25年度末の状況を調査した。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」、「地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修」、「民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組」、「成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」、「虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言」及び「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」は7割以上の市町村で実施された。

一方、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」の実施率が約4割となっており、今後積極的な取組が望まれる項目である。

市町村における体制整備等に関する状況

(平成25年度末現在)

体制整備の内容	実施済み	
	市町村数	構成割合 (%)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（平成25年度中）	32	80.0
	構成割合 (%)	
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	33	82.5
	構成割合 (%)	
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	21	52.5
	構成割合 (%)	
居宅介護サービス事業者に法について周知	25	62.5
	構成割合 (%)	
介護保険施設に法について周知	24	60.0
	構成割合 (%)	
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	21	52.5
	構成割合 (%)	
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	31	77.5
	構成割合 (%)	
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	24	60.0
	構成割合 (%)	
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	17	42.5
	構成割合 (%)	
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	30	75.0
	構成割合 (%)	
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	27	67.5
	構成割合 (%)	
老人福祉法による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	25	62.5
	構成割合 (%)	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	37	92.5
	構成割合 (%)	
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	29	72.5
	構成割合 (%)	